改正労働者派遣法に基づくマージン率等の公開情報

株式会社リネイル

労働者派遣事業 派10-300544 対象期間(2020/4/1~2021/3/31)

1	事業所ごとの派遣労働者の数※1	4
2	労働者派遣の役務の提供を受けた 者(派遣先)の数	2
3	マージン率	51%
4	教育訓練に関する事項	情報セキュリティ教育 ビジネスマナー研修 キャリアアップ教育 他
5	労働者派遣に関する料金額の平均 (1日8時間あたりの額) ※2	34,756円
6	派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたりの額)	16,968円
7	その他当該労働者派遣事業の業務 に関し、あらかじめ関係者に対し て知らせることが適当であるもの として厚生労働省令で定める事項	マージン率の中には労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険料・確定拠出年金・有給休暇費用・リフレッシュ休暇費用・慶忌休暇に充当した費用・定期健康診断費用(年1回)・福利厚生費・教育費用・資格取得支援給付金・会社運営費等が含まれます。
8	労使協定に関する事項	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定について ☑締結している □締結していない 対象:全ての派遣労働者 当該労使協定の有効期限: 2022年3月31日

- ※ 消費税を含みません
- ※ 弊社の派遣労働者は、原則として正社員(無期雇用)にて運用しております。